

保育所や認定こども園（2号認定のみ）を利用する3歳児から5歳児の保護者の皆さまへ

令和元年10月1日から、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さまの保育料が無償化となりますが、副食費（おかず代等）部分は無償化となりません。

No.7

各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

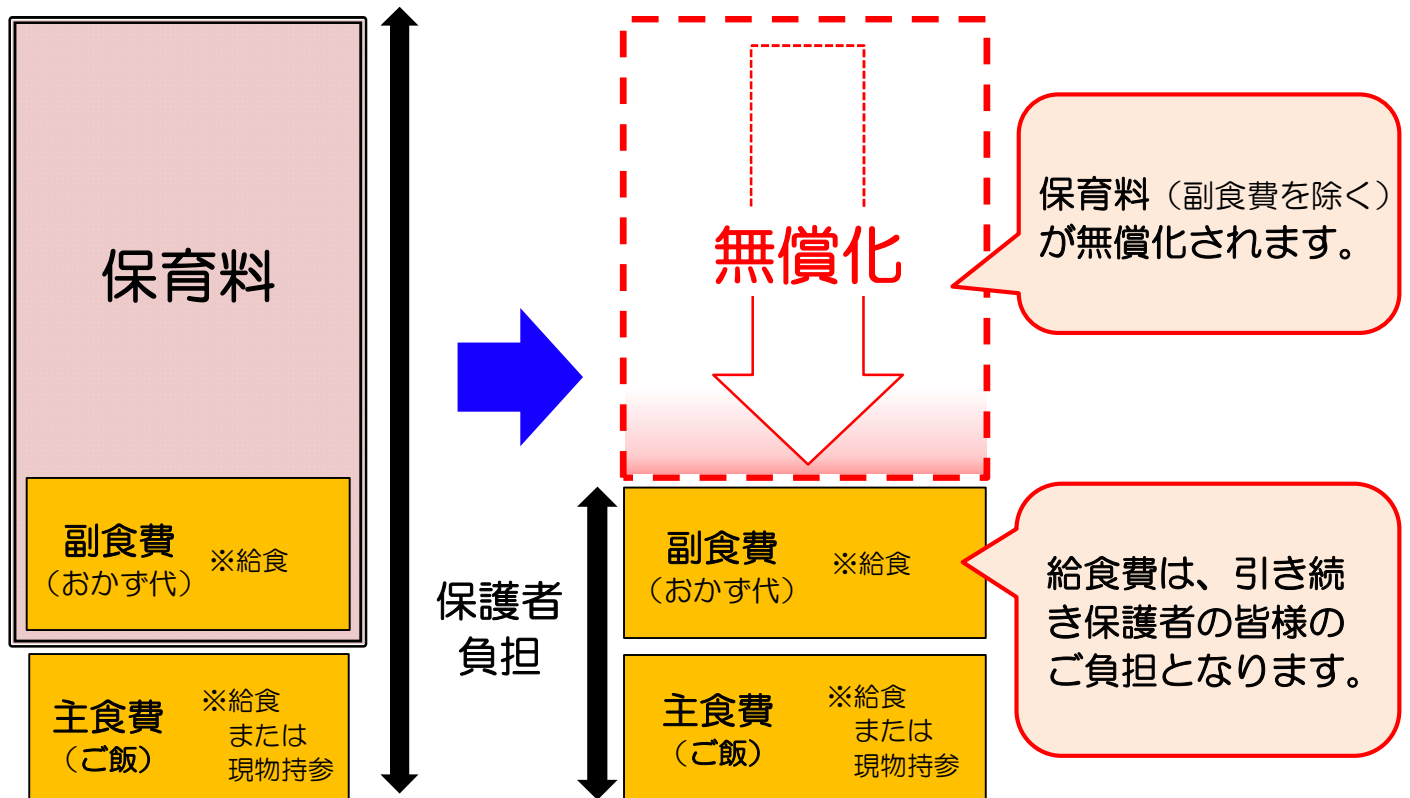


これまで保育料の中に、副食費（おかず代・おやつ代）が含まれており、保護者の皆さまには保育料の一部として、副食費をご負担いただいております。

このため、各施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、無償化後も引き続き、保護者の皆さまのご負担となります。

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



《現在の給食費について》

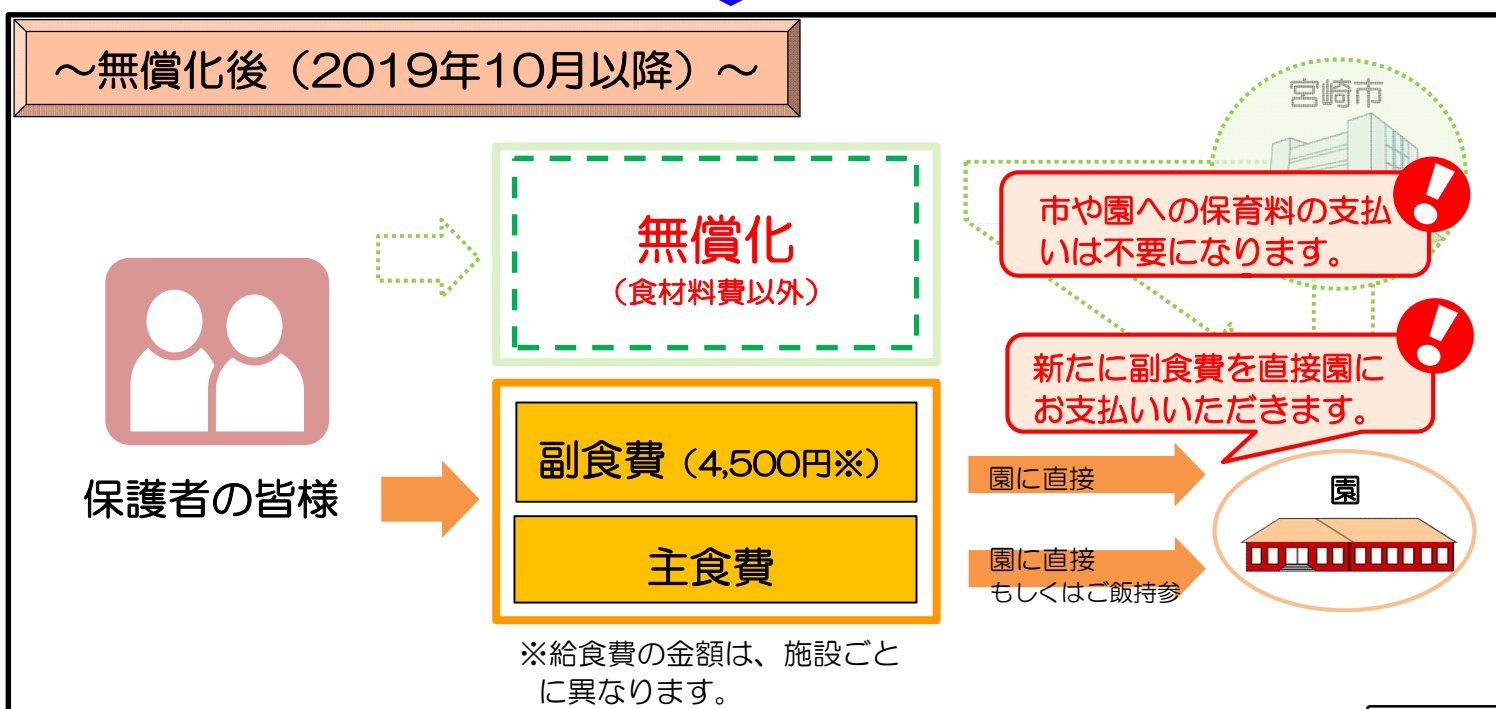
- ① 主食（ごはん）分は、ご飯持参もしくは、園に直接主食費としてお支払いいただいております。
- ② 副食（おかず）分は、保育料の一部（副食費部分）として、園にお支払い（保育所は市を経由）いただいております。

《無償化後の給食費について》

幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆さまにご負担いただくこととなります。

無償化後は、主食費はこれまでどおりご飯持参もしくは園に直接お支払いいただき、副食費は新たに直接園にお支払いいただくこととなります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。



《問い合わせ先》

宮崎市役所 福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）